

川消総発第 71号
令和6年3月22日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年12月27日執行の消防局定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（消防総務課）

備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

消防局13庁舎の全ての所属において、川口市財産規則に則り、庁用備品登録状況調査を実施いたしました。

調査結果により判明した備品整理票が貼付していない備品につきましては、備品整理票を貼付いたしました。また、備品登録はあるが所在が不明となっていた備品は所在を確認の上、未登録物品を登録し、重複登録、廃棄済、故障などにより使用不可能な備品については返納処理を行いました。

今後は、定期的に備品と備品台帳の照会・確認作業を実施し、適切な備品管理を行って参ります。

